



平成 21 年度

# 国民健康保険料の算定方法が決まりました



◎問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1177)

国民健康保険料は、本市の医療費状況により毎年算定しています。このたび、平成 21 年度の算定方法が決まりましたのでお知らせします。

## ◆平成 21 年度の国民健康保険料算定方法

1 年間の保険料 = 医療分 + 介護分 + 後期高齢者支援分

各項目の明細は下表のとおりです。

	医療分	介護分※	後期高齢者支援分
所得割	8.0%	2.1%	3.0%
均等割	24,000 円	6,000 円	8,400 円
平等割	21,600 円	4,800 円	7,200 円
賦課限度額	470,000 円	100,000 円	120,000 円

【所得割】 前年の所得金額から 33 万円を引いた額に表中の料率をかけて計算した額

【均等割】 被保険者 1 人につき負担してもらう額

【平等割】 1 世帯につき負担してもらう額

※介護分は、40 歳～ 64 歳までの人が対象です。

## ◆国民健康保険料の納め方

同一世帯の被保険者の保険料を世帯主に納めていただきます。

### < 普通徴収の納め方 >

口座振替もしくは納付書で納めてください。納付金額は、納入通知書（右写真）の **A** の部分に記載しています。

### < 特別徴収の納め方 >

支給される年金から、普通徴収の 2 回分に相当する額を納めていただきます。納付金額は納入通知書（右写真）の **B** の部分に記載しています。



## ◎現在、すでに特別徴収（年金から天引き）で保険料を納めている人へ

例) 平成 21 年度の年間保険料が 15 万円の場合

仮徴収期間			本徴収期間		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	来年 2 月
30,000 円	30,000 円	30,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円

年間保険料から、仮徴収期間（4 月・6 月・8 月）に納めていただいた 9 万円を差し引いた残りの 6 万円を、本徴収期間（10 月・12 月・来年 2 月）に納めていただきます。